

恵庭市空家等の適正な管理に関する条例

令和元年12月16日

条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び市民が安全安心に暮らせるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に所在する法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 市内に所在する法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- (4) 市民等 市内に住所を有する者、市内に通勤又は通学する者並びに市内で活動する法人及び団体又は個人をいう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、自己の所有又は管理する空家等が周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において適正な管理を行い、市の空家等の保全に対する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、空家等の適正な管理に関し必要な情報の収集に努めるものとする。

- 2 市は、空家等の管理が適正に行われていないことにより周辺的生活環境に深刻な影響を及ぼすことがないよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある空家等を発見したときは、その情報を市に提供するよう努めるものとする。

(助言又は指導)

第6条 市長は、特定空家等となるおそれのある空家等の所有者等に対し、当該空家等の除却、修繕、立木等の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言又は指導をすることができる。

(緊急保全措置)

第7条 市長は、空家等の状態に起因して、市民等の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又はそのおそれがあり、所有者等に必要な措置を行わせる時間的余裕がなく緊急に当該措置を行う必要がある場合に限り、当該危害の拡大を防ぎ、又は予防するための必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定により自ら又はその命じた者若しくは委任した者により措置を講じたときは、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容を所有者等に通知しなければならない。

3 市長は、前項の通知をしようとする場合において、所有者等を確知できないときは、当該通知の内容を告示することによりこれに代えることができる。

4 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等に対し請求するものとする。

(軽微な措置)

第8条 市長は、次に掲げる措置を講ずることにより地域における防犯上又は生活環境上の支障を除去し、又は軽減することができるものと認められる場合に限り、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

(1) 開放されている門扉又は窓その他開口部の閉鎖

(2) 空家等に起因する落下物等の移動

(3) 空家等への立入りが禁止であることの表示又は空家等へ近寄ることが危険であることの注意喚起の表示

(4) 前3号に掲げるもののほか、これらと同程度の措置で市長が必要と認めるもの

(立入調査)

第9条 市長は、空家等の所在及びその所有者等を把握するための調査その他前2条の規

定の施行のために必要な限度において、当該職員に、空家等に立ち入らせて必要な調査を行わせることができる。

- 2 市長は、前項の規定により当該職員を空家等に立ち入らせようとする場合であって必要があると認めるときは、専門的な知識を有する者その他必要な者を同行させ、意見を求めることができる。
- 3 市長は、第1項の規定により当該職員を空家等に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、その旨を当該所有者等に通知しなければならない。ただし、当該所有者等に通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第1項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(審議会の設置)

第10条 本市における空家等の適正な管理の推進を図るため、恵庭市空家等対策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 特定空家等の認定に関すること。
 - (2) 法第14条第3項、第9項及び第10項の規定により市長が実施する措置に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 3 審議会は、委員5人以内をもって組織する。
- 4 委員は、法律、不動産、建築等に関する専門的な知識を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

9 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

10 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

11 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

12 審議会は、必要があると認めるときには、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

13 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(措置の報告)

第11条 市長は、第7条及び第8条に規定する措置を実施したときは、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容を審議会に報告するものとする。

(関係行政機関との連携)

第12条 市長は、空家等による危険を回避するため必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他行政機関に対し、必要な協力を求めることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。